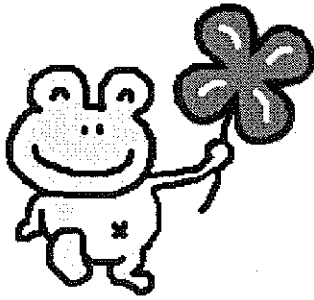


発行：平成24年1月1日



支援センターNEWS

発行：障害者生活支援センターすてっぷ

所在地：米子市道笑町2丁目 126-4 稲田地所第5ビル1階

TEL (0859) 37-2120 FAX (0859) 37-2121

謹んで新年の

ごあいさつを申し上げます

皆様方には昨年もお世話になり、心よりお礼申し上げます。

本年は、春にはまた大きく制度が変わることになりますが、これまで同様、障害のある方お一人おひとりのために、そして、住みよい地域創りのために精一杯取り組む覚悟です。

本年も変わらずおつき合い頂きますよう

よろしくお願い致します。

平成二十四年元旦

障害者生活支援センターすてっぷ

所長 光岡芳晶、職員一同



改正障害者自立支援法がスタートしています！！

国は、平成25年8月までに自立支援法を廃止し、新たに「障害者総合福祉法（仮称）」を制定する事としています。それまでの間をつなぐ法律として「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（改正障害者自立支援法）が平成22年12月に公布されました。

この法律は「つなぎ法」と言われています。その中で新しく創設されたサービスや見直しされたサービス、体系が変わったサービス等、いろいろと大きく変わった点があります。

改正は、公布日より段階的に始まっており、公布日から始まっている内容や平成23年10月から始まっている内容、平成24年4月から始まる内容があります。

「つなぎ法」の概要について、特にご利用者の皆様に関わりが深いものに絞って紹介します。

《すでに開始されている内容》

○発達障害の方が障害者自立支援法の対象となることを明確化

今までも発達障害の方は障害者自立支援法の対象と考えられていましたが、今回の改正で法律の中にはっきり明記され、発達障害の診断があればサービス利用が可能です。公布日施行。
※高次脳機能障害の方も障害者手帳を所持しているかどうかに関わらず、自立支援法の給付の対象になります。

○グループホーム・ケアホームを利用する際の家賃助成

平成23年10月より、グループホームやケアホームを利用される際の家賃に助成が出ます。対象となる方は、グループホーム・ケアホームを利用される方で市町村民税非課税世帯の方が対象になります。一万円を上限に助成されます。

○「同行援護」の創設

平成23年10月より自立支援給付に同行援護が創設され、視覚障害の方の外出の支援は、地域生活支援事業の移動支援から、自立支援給付の同行援護に移ります。

《平成24年4月からはじまる内容》

○利用者負担の見直し

現在もすでに自己負担は負担能力に応じた負担額に軽減されていますが、今回の改正で法律上も、低所得以外の方もその方の負担能力に応じた負担（応能負担）が原則である事が明記されました。また、これまでそれぞれ負担していた福祉サービスの自己負担と補装具の自己負担が合算され利用者の負担がさらに軽減されます。（例えば、上限額が月9,000円の方が、ある月、居宅介護を利用した上に、電動車いすを作っても合計の自己負担は9,000円になります。）

○相談支援の充実等について

支給決定プロセスの見直し等が行われます。→次のページで詳しく説明します。

「自立支援協議会」が法律上位置づけられる事になります。

○障害児支援の強化について

障害児（18歳未満）の支援は児童福祉法に一本化して行われるようになります。今まで障害別で区別されていた施設体系・事業が再編され、通所サービスの実施主体（申請を受け付け、支給決定をする所）が、「県」から「市町村」へ変更になります。（入所サービスについては、引き続き県が実施主体）→4ページ目で詳しく説明します。

相談支援の充実について

今回の法改正で、相談支援に関しては「充実」と称して大きく変更されました。

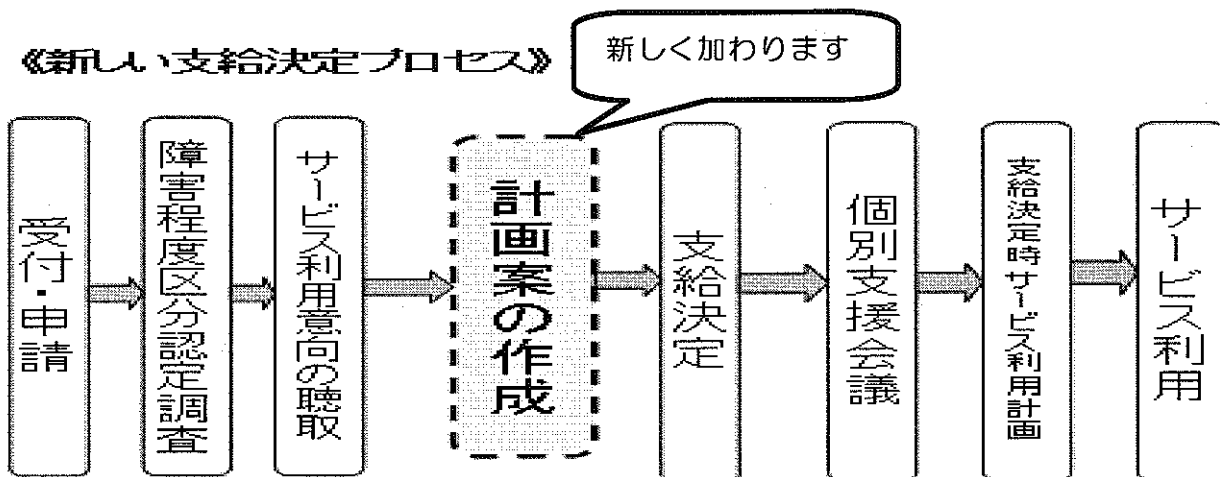
①サービス等利用計画作成費の対象者の拡大、②支給決定プロセスの見直し、③相談支援体制の整理が改正（いずれも24年4月～）のポイントですが、詳しくは以下のとおりです。

①サービス等利用計画作成費の対象者の拡大

これまでサービス利用計画作成費の対象者は、地域移行後の一定期間や単身者等に限定されていましたが、24年4月からは「障害福祉サービスを利用する者」すべて（児童含む）となり、対象者の範囲が大幅に拡大されます。

②支給決定プロセスの見直し

これまでには支給決定後にサービス利用計画作成を作成していましたが、今後は市町村の支給決定前に、委託相談支援事業所や市町村の指定を受けた特定相談支援事業所が計画案を作成することになります。見直し後の支給決定プロセスは以下の流れです。



ただし、来年度すぐにすべての利用者の方にサービス等利用計画を作ることはできないため、国は、まず初年度は現在サービス利用計画作成費を利用している方、新規利用者の方等として、3年間かけてすべての方に拡大すると言っています。

しかし、拡大する優先順位等は具体的に決まっていないため、これから、自立支援協議会等で協議されることになると思います。

③相談支援体制の整理

①のサービス等利用計画を作成するための相談支援は、今後、「特定相談支援事業所」（児童は「障害児相談支援事業」）が行う「計画相談支援」に、地域移行及び地域定着のための相談支援は「一般相談支援事業所」が行う「地域相談支援」となります。

当然、現在の委託相談支援事業所（5支援センター）は4月以降もそのままです。障害福祉サービスの利用のない方の相談や、もちろん上記のサービス等利用計画（計画案含む）の作成も行います。お気軽にご相談下さい。

今回は、現在分かっている情報をできるだけ早くお知らせしようと思い作成しましたが、まだ分かっていない部分も多く、3月中にさらに詳しい情報をニュースでお届け致します。

平成24年4月からの児童のサービスについて

今回の障害者自立支援法の改正により、児童の支援は児童福祉法の中で行うことになり、以下のように大きな変更があります。

①施設や事業の体系が再編、②サービスの実施主体の変更の2点です。

①児童の施設や事業の体系が再編され、事業やサービスの名称等が変わります。

今まで、障害種別で分かれていた施設やサービスの体系が再編され、障害種別問わず支援が受けられる様に変更になります。

「通所の支援」と「入所の支援」は以下のように変わります。

平成24年3月31日まで

【通所施設】

知的障害児通園施設
難聴幼児通園施設
肢体不自由児通園施設
重症心身障害児（者）通園事業

【通所サービス】

児童デイサービス

平成24年4月より

【障害児通所支援】

児童発達支援
医療型児童発達支援
放課後等デイサービス
保育所等訪問支援

平成24年3月31日まで

【入所施設】

知的障害児施設
盲ろうあ施設
肢体不自由児施設
重症心身障害児施設

平成24年4月より

【障害児入所支援】

福祉型障害児入所施設
医療型障害児入所施設

※現在上記の事業を実施されている事業所が、平成24年4月以降どの事業を実施されるかは各事業所での判断になると思われます。ご利用の事業所にそれぞれご確認ください。

平成24年4月以降にサービスを利用される際の手続き

現在、児童デイサービス、通所施設給付等の支給決定を受けておられる方は、3月中に特別な手続きをしなくても、しばらくはそのままご利用のサービス等を利用することができます。改めて手続きが必要になる場合には、お住まいの市町村（入所については県）より連絡があると思われます。

②実施主体（申請を受け付け、支給決定を行う所）が変わります。

【通所施設について】

今まで「県」が実施主体でしたが、「市町村」が実施主体に変更されます。

【入所施設について】

今まで通り、「県」が実施主体になります。